

新漁業法抄見

企 畫 課 秋 庭 鐵 之

約一年余の審議を重ね、劃期的な改革が試みられた新漁業法はゆる第四法案が去る十一月廿八、九の両日衆、参兩院を一部修正で通過、いよく近く施行されることとなつた。

この新法は次の様な構想に基いて成案され 現行漁業制度の改革が意圖されている。

その大要を擧げると

一、沿岸漁場の全面的整理

新法施行後二年以内に、一定の期日を定めて一齊に現行漁業権を消滅させ、計画的な新漁業権の免許を行ふ。

二、漁業権及び入漁権

1. 漁業権は定置、區画、共同の三種に分けられ、定置漁業は身網の設置場所が水深二十七米以上で（註、原案は十五米だつた）北海道に於けるにしんいわし、さけ又はますを主たる漁獲物とするものとなつてをり、區畫漁業は一種から三種迄に分ちそれ／＼養殖業について許可され、共同漁業権は

一定の水面を共同に利用する場合で第五種迄設ける。

2. 入漁権は設定行爲に基く物權として規定される。

三、漁業権の免許方法は漁業調整委員会の意見をきき法定の適格性と優先順位に基いて都道府縣知事が行ふ。

四、指定遠洋漁業（遠洋かつを、まぐろ漁業）は許可の定数を定め、適格性の規定に反しない限り、船舶の使用權に、實質上許可が伴うように措置する。

五、免許料及び許可料

漁業権者は毎年漁業権等の補償及び制度改革に伴う費用として免許料及許可料が徴收される。

六、漁業調整委員會

漁場の綜合的高度利用及び漁業に關する紛争の調整を圖る民主的な機構として設置されるもので、海區連合海區の二段階に分けられ、中央漁業調整審議會が漁業法の施行に關する重要事項を審議するために設置される。

七、土地及び土地の定着物の使用

漁業上の施設として利用することが必要且つ適當であり、他の物をもつて代えることが困難である場合はその土地及び土地の定着物を使用して得る様に措置する。

八、内水面漁業

内水面は増殖事業を積極的に展開するため、海面と異なる特殊規定を制定する。

1. 内水面に於ては、原則として料金を納めなければ水産動植物の採捕又は養殖をすることができない。
2. 内水面に於ては、區画漁業權以外の漁業の免許はしない。但し、湖沼に於ては、共同漁業の免許をすることができらる。
3. 政府は料金収入をもつて、補償及び漁業制度改革に伴う費用のうち内水面における漁業に關する分を賄うとともに、これを財源として内水面に於ける基本的な増殖事業を行う。
4. 内水面に於ける水産動植物の採捕及び増殖に關する事項を處理する民主的機構として漁業者、水産動植物の採捕をする者、及び學識經驗者の中から知事の選任する委員をもつて構成する内水面漁場管理委員會を都道府縣に設置する。

5. 委員は十人、任期は二年とする。

九、瀬戸内にはその特殊事情に即應し、繁殖保護と漁業秩序の維持の完璧を期するため、瀬戸内海漁業調整事務局を設置し、法施行に關する事務の一部を分掌させる。

このうち特に關係が深いのは内水面漁業についてであるが、本法によると第四章に漁業調整があり、第八章の内水面漁業と共に特に重要である。

第四章に掲げられた漁業調整では第六十五條として漁業調整に關する命令があり、次の事項について主務大臣又は都道府縣知事は水産動植物の繁殖保護、漁業取締その他漁業調整のため必要な省令又は規則を定めることができることとなつてゐる。

- 一、水産動植物の採捕に關する制限又は禁止
- 五、水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつに關する制限又は禁止

六、水産動植物の繁殖保護に必要な物の採取又は除去に關する制限又は禁止

七、水産動植物の移植に關する制限又は禁止

この省令又は規則には罰則を設けることが出来るが

省令では二年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留又は科料が、規則では六箇月以下の懲役、一万円以下の罰金、拘留又は科料となり、従來の罰則よりは著しく重くなることとなる。

この省令の設定は中央漁業調整審議會の意見を必要とし規則にあつては主務大臣の認可を得るのほか連合海區漁業調整委員會の意見を聞かなければならない。

第六十七條には海區漁業調整委員會の指示が掲げられ、海區、連合海區漁業調整委員會は水産動植物の繁殖保護を圖り、漁業權又は入漁權の行使を適切にし、漁場の使用に關する紛争の防止又は解決を圖り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、關係者に對し、水産動植物の採捕に關する制限又は禁止、漁業者の數に關する制限、漁場の使用に關する制限その他必要な指示をすることができると規定され、その指示が妥當でないときは都道府縣知事がその全部又は一部を取消すことが出来るが、妥當であるときはその指示に従うべきことを命ずることが出来るると規定されている。この命令に従はない場合には一年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留又は科料の罰則がある。

(漁法の制限)として第六十八條に爆發物を使用する水産動植物の採捕を禁止し、第六十九條で水産動植物をまひさせ又は死なせる有毒物を使用してするその採捕を禁止、第七十條では前二條の規定に違反して採捕した水産動植物の所持、販賣を禁じている。

この三箇條には罰則があり、違反者には三年以下の懲役、二十万円以下の輕罪が課せられることとなつて

いる。

第七十一條はさく河魚類の保護規定でさく河魚類の通路を害する工作物は主務大臣がその除去、又は設置の制限、禁止することの出来ることを規定しているがこの違反も一年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留又は科料ということとなつて

いる。

第七十四條に漁業監督公務員があげられ、この資格についての必要な事項は命令で定める(三月頃の豫定)となつて

いるが、その權限は次の通りで従來より相當に強力なものとなつた。

3. 漁業監督官又は漁業監督吏員は必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に臨んでその狀況若くは帳簿書類その他の物件を

検査し、又は關係者に對し質問することができる
 4. 漁業監督官又は漁業監督吏員がその職務を行う場
 合にはその身分を証明する証票を携帯し、要求が
 あるときはこれを呈示しなければならない。

5. 漁業監督官及び漁業監督吏員であつてその所屬す
 る官公署の長がその者の主たる勤務地を管轄する
 地方裁判所に對應する檢察廳の檢事正と協議をし
 て指名したものは、漁業に關する罪に關し、刑事
 訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の規定
 による司法警察職員として職務を行う。

このうち第三項による監督公務員の検査を拒み、妨
 げ、若しくは忌避し、又はその質問に對し答辯をせず
 若しくは虚偽の陳述をした者は六箇月以下の徴役又は
 三万円以下の罰金に處せられる。

第八章の内水面漁業ではこの稿の最初にあげた構想
 八、内水面漁業の1及び2が今回修正され、この點に
 ついて法百二十七條では

内水面（第八十四條第一項の規定により主務大臣が
 指定する湖沼を除く。以下同じ）に於ける第五種共
 同漁業は、當該内水面が、水産動物の増殖に適し
 てをり、且當該漁業の免許を受けた者が、當該内水

面に於て水産動物の増殖をする場合でなければ免
 許してはならない。
 となつてゐる。

註 一、第八十四條第一項、海區漁業調整委員會は
 海面（主務大臣が指定する湖沼を含む）につき主
 務大臣が定める海區に置く。

2. 主務大臣は、前項の規定により湖沼を指定し、
 又は海區を定めたときは、これを公示する。

註 二、共同漁業は次の五種類をいう。

1. 第一種共同漁業 そろ類又は主務大臣の指定す
 る定着性の水産動物を目的とする漁業

2. 第二種共同漁業 網漁具（えりやな類を含む）
 を移動しないように敷設して營む漁業であつて

定置漁業以外のもの

3. 第三種共同漁業 地びき網漁業、船びき網漁業
 地こぎ網漁業、飼付漁業、しいらづけ漁業又は
 つきいそ漁業

4. 第四種共同漁業、寄魚漁業又は鳥付こぎ釣漁業
 5. 第五種共同漁業 内水面（主務大臣の指定する
 湖沼を除く）又は主務大臣の指定する湖沼に準

ずる海面において營む漁業であつて前四号に掲
 げるもの以外のもの

内水面に於ける水産動植物の採捕及び増殖に關する事項は内水面漁場管理委員會が處理することとなる。第三百十條によればこの委員會は主務大臣及び都道府縣知事の監督に屬し、前記の處理と海區に於ける漁業調整委員會と同等の權限が内水面に於ける漁業に關して與えられることとなつてゐる。

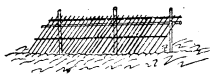
この委員會は都道府縣に置かれ、定数は十名、委員は當該都道府縣の區域内に存する内水面に於て漁業を營む者を代表すると認められる者、同様區域内に於て水産動植物の採捕をする者を代表すると認められる者及び學識經驗者の中から都道府縣知事が選任すると第三百三十一條にその構成が規定されている。

かくて内水面の問題については大巾に内水面漁場管理委員會に委ねられることとなる。又孵化事業として重要な今回の「漁業調整」は輕罪を併せて整然と仕組まれてをり、從來隘路となつた多くの障害が除去されることとならう。

ともあれ明治四十三年公布以來本年迄施行されてゐた漁業法は農地調整及び諸法の改正に最も遅れて漸く

社會革命えの巨歩を踏み出すを得た。舊法の七十三條に對し、新法の十章、百四十五條を比較すればその是々非々自ら明らかであらう。

(この法律の解説、研究等については今後出来るだけ早く掲載する豫定ををります。 — 編者 —)



豆辭典

3

ウライ

河で鮭鱒などを採る裝置をウライと呼ばれて居るが、アイヌ語では杭のことである。但しこの應用の範圍が廣くて、河

に杭を打つて留めたものも、或は梁の如きものまでもウライと稱して居る。杭を建て、圍を造つた場合、例えば牧場の柵のごときは特にチャシと云つて居る。明治の末期、之等河の留柵に對してはすべてウライということにしようとの話がそのまゝ今では木ウライ、竹ウライ、綱ウライなど、平氣でアイヌ語のまゝで通つてゐるのも面白いことである。